

# 退職されるみなさまへ

～協会けんぽからのお願いです～



現在お持ちの保険証は、あなたも、ご家族も退職日までご使用いただけます。

**退職日の翌日からご使用できません**ので、ご注意ください。

また、新たな保険への加入が必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。

保険証はすみやかに、事業所の担当者様へ返却してください。

## ～退職するけんぽ君と総務担当者さんのやりとり～



けんぽ君のようにならないためには…？ 裏面をご覧ください

# 病院では何も言われなかったし、退職後は新しい保険に加入しているのに…



## 病院では何も言われなかったのに…？

病院では患者さんから提示された保険証が「有効か？無効か？」を確認することができません。そのため病院では「提示された保険証は有効なもの」として取り扱っています。



「病院で何も言われなかったから大丈夫…」  
というのでは  
ないんだね！

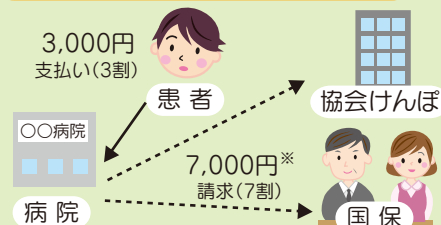


## 退職後は新しい保険に加入したのに…？

例えば、退職後すみやかに国民健康保険（以下、国保）に加入したとします。  
この場合、退職日の翌日からの加入となり、無保険の期間は発生しないため、一見問題がないように思われます。  
しかし、保険証の発行元が「協会けんぽ」から「国保」に変わっていますね。  
つまり、保険証の発行元が変わるということは、「病院にとって医療費の請求先が変わる」こととなります。  
そのため、新しい保険証を病院に提示する必要があります。

※発行元が変わらない場合でも、その保険証の記号や番号が変わった時は、新しい保険証を病院に提示する必要があります。

(例) 医療費 10,000円(10割)の内訳



※病院は有効な保険証の発行元に医療費を請求する必要があります

### ★ワンポイント★

新しい保険証を病院に提示することで、協会けんぽからの医療費の請求をなくすることができる場合があります！



## ※これらの考えは間違いです！

- ✗ 新しい保険証が届くまで使えるだろう
- ✗ 中途中の退職だから、月末までは使えるだろう
- ✗ 会社から何も言われていないから使えるだろう

→ 使用した場合、後日医療費を返還していただくこととなります。ご注意ください！

同じ過ちは  
繰り返さ  
ないぞ！



### ★ 受診時の注意点 ★

**保険証の提示は受診の都度必要です。**

「月1回の提示だけで良い」という考えは間違いです。  
正しい受診を心掛けましょう！



## 退職後の保険加入は3つの中からご自分で選択して手続きしていただきます

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (扶養家族)
手続き先 問合せ先	お住まいの都道府県の協会けんぽ	お住まいの市町村の国民健康保険係	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職日までに本人としての加入期間が継続して2か月以上あること</li> <li>・退職日の翌日から20日以内に手続きすること</li> </ul>	お住まいの市町村の国民健康保険係にお問合せください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります</li> <li>・ご家族の勤務先にお問合せください</li> </ul>

## 大切なことは！

- ✓ 保険証が手元にあっても、退職日の翌日以降は使用しないこと。
- ✓ 受診する際は、毎回保険証を提示すること。
- ✓ 保険証が変わった場合は、その旨を病院に伝えること。

以上のことを守っていただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

